The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	司法の言語行為 : 問題提起
Author(s)	早瀬, 勝明
Citation	メタフュシカ. 2015, 46, p. 45-57
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54515
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

司法の言語行為
――問題提起

早瀬勝明

1．はじめに

「言語行為は、慣習的な行為である。（…）言語行為は社会的な慣習、実践、制度に組み込まれ、またそれによって特徴づけられる」[1]。しかし、日本では、一定の具体的制度を前提とした言語行為の研究は少ないのではないか。このような疑問が、本稿の 1 つの出発点となっている。ここで言う制度は、言語的活動を可能にする制度以外のものを指す。例えば、日本の法制度の下で用いられているのは日本語であり、日本語のやりとりを可能にする慣習ないし制度の存在を前提にしている。ただ、日本語一般の言語に関わる分析だけでは、法制度における言語的活動の特徴を炙り出すことはできない。

本稿は、司法の言語行為、特に裁判所が司法権を行使する場面での発語内行為（illocutionary acts）を考察の対象とする。本稿の目的は、法制度を前提とした言語行為に関わる議論の叩き台を提供し、問題提起を行うことにある。言語行為の一般理論を特定の制度に応用する試み。その出発点となることを、本稿は目指している。もしかしたら、この試みは、一般理論の側にも何かしらの影響を与えるかもしれない。

法の内容や法的判断は言語で伝えられる。その故に、法に関わる議論は言語哲学と密接に関わることになる。言語は法律家の商売道具であり、その使い方の上手い下手はあっても、言語なしで法律家の仕事はできない[2]。法的実践に携わる人々は多く、そもそも法と関わりなく生活できる人などほとんどいないが、本稿は、法律家、特に裁判官ないし裁判所による言語的活動を、言語行為の観点から分析しようと試みる。

本稿では、言語行為（speech act）に関わるサール（John R. Searle）の理論を参照しつつ、検討を行う。ただし、この選択は、サールの諸理論が正しいとの結論を含むものではない。彼の主張

1　Lycan[2008], 149.（初版邦訳 245 頁）。

2　Marmor [2011], p.136, Marmor [2014], p.1.「言語哲学と法哲学との密接な関係を強調したのは、H.L.A. Hart である。」Marmor & Soames [2011], p.1. See, Hart [2012], vi.

は、議論の叩き台の一部として示される。以下、第2節で、サールの言語行為論のうち、裁判に関わる分類や説明を概観する。その上で、第3節では、すべての法的判断がサールの説明通りに理解できるとは限らない、という可能性を示す。サールは、裁判所の判決を、宣言型でありながら主張型の性質も合わせ持ち、内容について真偽を問うことができるもの（主張宣言型）と理解している。しかし、裁判所の法的判断には様々な要素が含まれており、そこに含まれる発話すべてについて真偽を問うことができると、断言できない可能性がある。そして、第4節では、裁判所の発語内行為の分類の問題がさらなる問いを生むことを見た上で、司法の言語行為と法制度との関わりについて確認する。最後に、第5節で、本稿では扱えなかった事柄をいくつか挙げた上で、本稿を閉じる。

２．サールの分類と裁判

(1) 主張型、宣言型、適合方向

言語行為に関わるサールの議論の内、本稿が特に着目するのは、彼のいう主張型（Assertives）と宣言型（Declarations）の発語内行為と、言葉と世界の間の適合方向（the direction of fit between words and the world）という分類の指標である[3]。

言葉と世界の間の適合方向の違いは、言葉（厳密には、その命題内容）を世界に合致させるのか、世界を言葉に合致させるのかの違いである[4]。例えば「雪は白い」という発話は主張型に分類され、「言葉を世界へ」（word-to-world）（↓）という適合方向をもつ。また、「水曜日にあなたに会いに行きます」という約束は行為拘束型（Commisives）であり、適合方向は「世界を言葉へ」（world-to-word）（↑）である。

主張型の発語内行為によって、話し手は、表現されている命題が真であることに（程度の差はあるが）コミットすることになる。適合方向は「言葉を世界へ」であり、主張型における命題内容はその真偽を問題にしうる。

宣言型は、ある状態が存在することを宣言し、その状態を生じさせることで世界を変える。宣言型の発語内行為が成功裡に遂行されれば、命題内容と現実との一致（correspondence）がもたらされるのであり、遂行の成功が命題内容と世界との一致を保証する。例として、戦争の宣言や休会などが挙げられる。宣言型の適合方向は、両方である（↕）。宣言型は言語と世界を一致させようとする試みであるが、主張型のように既に存在する事態を記述する（言葉を世界に合わせる）ことや、行為拘束型のように未来の事態を誰かに実現させようとする（世界を言葉に合わせる）ことで言語と世界を一致させようと試みるものではない。そして、宣言型の発語内行為が成功裡に遂行されるためには、言語以外の一定の制度が必要とされる[5]。

---

[3] Searle [1979], chap.1, Searle [2009], pp.11-12. また、Searle [2002], chap.10 “How Performatives Work” (Rreprinted from *Linguistics and Philosophy* (1989), 12, 535-558. Assertives は、邦訳では「断言型」と訳されている。本稿は入江幸男の提案に従うが、サールの発語内行為の分類に対する批判もある（例えば、入江［1992］）。本稿も、サールの分類が完全なものだという想定をするものではない。

[4] Searle [1979], pp.3-4.（邦訳 4-6 頁）。

[5] Searle [1979], pp.16-20.（邦訳 19-32 頁）。

(2) 主張宣言型と裁判所の決定

サールは、宣言型の中には主張型と重なり合うものがあるとして、これを主張宣言型（Assertive declarations）と呼ぶ[6]。一定の制度下においては、事実を確かめるだけでなく、権限を行使して事実に関する決定を行うことが求められる。そこでは、議論が最終的には終わって決定が下されることが想定されており、その故に裁判官や審判が存在する。

もし、裁判官があなたを有罪と宣言するならば（それが上訴審でも支持されれば）、法律上、あなたは有罪である。宣言型の発語内行為を遂行するためには、一定の制度が存在していなければならないが、ここには、主張型の主張が宣言型の力を伴って発せられることを求める制度がある。これにより、ある主張が真かどうかの議論を終わらせることができる。ただし、裁判官の決定は、主張型の性質も合わせ持っており、言葉と世界が適合しているかどうかの視点から、評価が可能である。

(3) 法的三段論法

裁判所による法の適用は、法的三段論法の形式をもつとされる。つまり、法規範が大前提、具体的な事実が小前提となり、結論が導かれるのである。例えば、人を殺した者を処罰する法規範が大前提、「A は B を殺した」という事実が小前提となり、「A を処罰する」という結論が導かれる[7]。

以下、本稿では、上記のような三段論法の形式をもつ裁判所による法的判断を中心に、検討を行う[8]。ここにいう「法的判断」は、法を根拠とした決定ないし法の適用によってなされる決定に関わる、諸々の判断を広く含むものとする。裁判所の仕事の中心は、法に基づく決定をするよう求められた問題に対して判断を下すことにある。本稿は、裁判所が行う様々な法的判断を、言語行為の観点から分析する試みの 1 つであり、検討の主な対象は、裁判所が司法権[9]を行使して、法に基づく決定を行う場面での言語行為である[10]。

裁判所は、担当事件に対しどのような決定を下すかについて、いつまでも悩み続けることはできず、どこかで議論を終わらせなければならない[11]。宣言型の発語内行為が成功裡に遂行される

---

6 Searle [1979], pp.19-20.（邦訳 31-32 頁）。邦訳では「断言的宣言型」と訳されている。この型の適合方向は（↓↕）である。

7 酒巻、山本［2008］、13 頁など参照。

8 裁判所の調停や裁判上の和解などのいわゆる裁判外紛争解決（ADR）（酒巻、山本［2008］、80 頁以下参照）も、非常に重要な裁判所の仕事であるが、本稿では検討の対象から外すことにする。

9 憲法学においては、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する作用」という司法権の定義が、伝統的に受け入れられている。長谷部［2014］、399 頁。

10 ただし、量刑判断は、検討の対象から外すことにする。例えば、日本の刑法 199 条は「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。」と規定する。法文を見ればわかる通り、殺人罪の刑罰には幅があり、ある刑事被告人が殺人罪で有罪とされたとしても、量刑（死刑なのか、懲役なのか、懲役何年何ヶ月なのか）が刑法 199 条の形式的な適用で決まるわけではない。量刑に真偽ないし正誤はあるのかという話題も非常に興味深いが、本稿では検討しない。

11 法律上、期限が具体的に数字で示されているわけではないが、「不当に遅延した裁判は『裁判の拒否』にひとしい」（芦部［2015］、249 頁）ことから、憲法 37 条 1 項は刑事被告人の「迅速な」裁判を受ける権利を保障している。また、「裁判の迅速化に関する法律」は、「第 1 審の訴訟手続については 2 年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させる」ことを目標としている。

と、世界は変化し、一定の事態が存在することになる[12]。裁判所の判決によって、刑事被告人は「人を殺した者」とされたりされなかったりする。それが可能なのは、裁判所の決定（宣言）にそのような効果を与える制度が存在するからである。しかし、主張宣言型の発語内行為の場合、首尾よく宣言がなされた後でも、真偽を問うことができる。有罪判決が確定してもなお、冤罪の主張が可能なのは、裁判所の判決は宣言型だけでなく、主張型の性格も有するからである。

３．法的判断における発語内行為と真偽

(1) 意見の違い

法的判断は、人によって意見が違いうる。賠償金の支払いについて、有罪無罪について、差止めの可否について（意見の違いがあるからこそ裁判所がある、と言えるかもしれない）。刑事事件では、例えば（被告人が罪状を認めず）「A が B を殺した」と主張する検察と「殺していない」という被告人･弁護人の意見が分かれた場合、両者が討論して、裁判所が判断を下すことになる。さらに、裁判官同士も意見が分かれることがある。最高裁判所の判決等には個別意見を表示することになっており[13]、実際、同一の事件に関する判断が裁判官によって違うことは、よくある。

問題として取り上げたいのは、これらの意見の違いの要因はどこにあるか、という点である。例えば、殺人事件の裁判では、特定の日時・場所における特定の人間の行為に関わる事実について、意見が分かれる。「〇年〇月〇日〇時頃、△△の場所で、A が B を殺した」というのは、世界の記述として正しいかどうか。この判断を誤ると、間違った判決が導かれることになるから、この種の事実判断は非常に重要である。ただ、裁判所の判断は、この類いの事実判断以外の判断を含んでいる。

本稿では、言葉（命題内容）の真偽、または言葉と発語内行為以前に存在する世界との一致不一致を問題にできるのが主張宣言型、できないのが宣言型と理解する。その上で、裁判所による法的判断がすべて主張宣言型と言えるのかという問いを提示する。サールは、裁判所の判決を主張宣言型に属するものと考えているようである。ただ、裁判所の判断には様々な要素が含まれている。それらすべてについて真偽が問えるのだろうか。

(2) 法規範の内容と法解釈[14]

法の規定は、そのままで意味が明確だとは限らない。法的三段論法の大前提である法規範の内容が不明確な場合があるのだ。この場合、法の文言を解釈することによって規範の内容を明確化する必要が生じる。例えば、刑法 199 条は「人を殺した者」を罰するが、ここにいう「人」に胎児は含まれるだろうか[15]。野球の審判がフェア／ファールの判定を行う場合、明確に引かれたラ

---

12 Searle [2009], p.12.

13 裁判所法 11 条は「裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。」と規定する。これに従い反対意見等が示されることがある。下級裁判所では個別意見の制度はないが、合議の意見が常に全員一致とは限らないという事情は同じだろう。

14 現実には法解釈と個別具体的な事実に関する判断の境界線は明確でないことが多いが、本稿はそれを脇に置くことにする。

15 含まれない。前田編［2013］、569 頁以下参照。

インを基準にして、ボールがどこにどう落ちたかを見て判断する。しかし、ラインがぼやけている部分があるとしたらどうだろうか。この場合、審判は、ボールが落ちた場所に関わる判断だけでなく、ラインの位置をも判断しなければならない。法的判断においては、このような事態が頻繁に起こるのである。

法解釈が必要となる大きな要因の 1 つは、法的言語[16]の曖昧さにある。法学と言語哲学の密接な結びつきを指摘した H.L.A. ハートの説明は、次のようなものである。法的決定では、一般的な行動基準が個別場面での適用に先行して伝達されている。そして、「言語の本性からして、一般的用語が指針として提供しうるものには限界がある」ことから、境界事例が生まれる。例えば、「公園に乗り物（vehicle）で進入することを禁止する」という条例は、子どもが補助輪付きの自転車で公園に入ることを禁止しているのだろうか。この場合、おそらく、公園の広さや構造、条例制定時の事情などを勘案しつつ、ルールを解釈することになるだろう。ただ、その結論が言葉の一義的意味から導かれるわけではない。行動基準の伝達のために、立法などの手段が用いられ、多くの事例について円滑に伝達がなされたとしても、当該基準の適用に関する問題が生じ、不確定性が現れる場合がある。これをハートは、「開かれた構造（open texture）」と名付けた[17]。法的言語はしばしば「開かれた構造」を有しているのであり、境界事例での法的ルールの不確定性は、一般的な分類用語を使うことに伴う代償として現れる[18,19]。

法的言語の曖昧さ、法内容の不確定性に関わる議論は、哲学者たちも行っている[20]。法内容は言語で伝えられることから、意味論や語用論が法内容の確定に大きな役割を果たすことが期待されているのである[21]。

とはいえ、具体的な適用の場面で問題とされる法の内容が、法文とその分析だけでは決定できない場合、裁判官はどうすれば良いか。その場合は、裁判官が裁量を行使して決めるというのが、

---

16 ここに言う法的言語には、制定法だけでなく、判例も含む。制定法解釈の仕方を示した過去の判決文の文言もまた、解釈の対象となることが多い。

17 Hart [2012], p.127-129.（邦訳 207 頁）。

18 Hart [2012], p.124ff.（邦訳 202 頁以下）。法的ルールには、意味の確定した核心部分と周縁部分がある。公園に乗り物で入ることを禁止するルール下で、エンジン付きで重さ 1 トンの四輪自動車を公園に乗り入れることができないのは明らかだが、電気で走る子供用の車での乗り入れも禁止されているかは、ルールの言葉のみから明確にわかるとは言えない。法的言語の不明確性は裁判所の決定によって克服されることになるのであり、その意味で裁判所には一定のルールの制定機能があるとされる。

法的ルールには不明確なところがありその部分について裁判所が決めるという点を突いて、法は裁判所の決定以前に存在しないとする見解もある（ルール懐疑主義。「法は裁判所の裁判とその予測に過ぎない」。）が、それは法的ルールの不確定性を誇張しすぎていると、ハートは言う。上記の例で、エンジン付きの自動車の進入が禁止されていることは明確なのであり、そのようなことを考えれば、ルールは存在し機能していると言えるのである。

19 法的言語が曖昧となる原因の 1 つとして、人間が事実について全知ではなく、将来起こりうるすべての事例を考慮に入れることはできないことを、ハートは指摘する。（ibid.）これ以外にも、法制定過程における様々な駆け引きの存在も指摘できるだろう。議会等で法の文言を決める議論を行う際、明確な定めをして個別具体的な事例への適用の仕方について逐一決めてしまわずに、抽象的な文言を用いることで合意を形成する場合もあり、その結果として法文が曖昧になるのである。Sunstein [1996], pp.35-36.

20 例えば、Marmor & Soames [2011] 所収の諸論文参照。また、Soames [2009], pp.401ff, Soames [2011]. Marmor & Soames [2011] (Introducsion), p.3 は、ハートの『法の概念』第 7 章での不確定性に関わる議論は、法内容を決定する際の言語の役割に関わるより大きな問題を提起したとしている。

21 Marmor [2011], p.136.

ハートの回答である[22]。法的ルールの不明確性が解消できない場合、裁判官は自らの権限で法の内容を決定する。

このように理解すれば、法文の曖昧さを解消するために裁判官が行う法解釈に関わる決定は、「宣言型」であり、「主張型」の性質をもたないと言えるだろう。裁判官は、既に存在する法内容を記述するのではなく、新たに法の内容を生み出しているのだ、と。したがって、法的三段論法の大前提である法規範の内容について不明確な部分がある場合、その内容を明確化する法解釈は「宣言型」の発語内行為であり、小前提である事実判断は「主張宣言型」の発語内行為だということになる。つまり、1 つの判決に「宣言型」と「主張宣言型」の発語内行為が混在するわけである。

ただ、法文が曖昧なときに行われる裁判所による法解釈が「宣言型」だとすると、裁判所の法解釈に対する批判をどう捉えれば良いのだろうか。例えば、判決が下された後に法学者が行う法解釈上の批判は、正しい（あるいはより良い）解釈の存在を前提としているのではないか。そして、裁判官の裁量に関するハートの説明を正面から否定する、有力な立場もある。ハートは法的問題に正しい答えが存在しない場合もあると想定しているが、裁判官が解決すべき法的問題にはすべて正しい答えがある、と。そして、裁判官は新たな法をつくるのではなく、既に存在する正しい答えを探すのでなければならないと主張するのである[23]。

法の文言が曖昧であるが故に必要となる法の解釈。その解釈に真偽はあるのか。あるいは、法解釈の問題は世界との一致の問題に解消できるのか。法解釈には専門的な技術が必要だとされ、裁判員裁判でも裁判員は「法令の解釈に係る判断」はできないと定められている[24]。しかし、専門的な技術を身につけた人々の間でも、法解釈について意見が分かれることは多い。これをどう理解すれば良いか。法解釈に関わる意見の相違は、既に存在する世界の記述の仕方の違いから生まれているのだろうか。

(3) 裁判上の「事実」

事実判断は、裁判所の重要な仕事の 1 つである。しかし、裁判上の事実のすべてが、現実世界の事実との一致不一致の問題として真偽を語りうるとは限らない。

まず、裁判所による事実判断の中には、明らかに主張型の性質をもたず、宣言型に分類できるものがある。例を挙げよう。刑事訴訟における重要な原則の 1 つである「違法収集証拠排除原則」は、収集の過程に違法のある証拠の証拠能力を否定する[25]。つまり、ある事実を証明する証拠が現に存在していても、それが違法に収集されたものであれば、当該証拠は裁判上なかったものと扱われるのである。例えば、覚せい剤取締法違反の事件で、現に覚せい剤が存在し捜査機関がそ

---

22 Hart [2012], chap.7.

23 Dworkin [1977], chap.1, Dworkin [1985], chap.5, Dworkin [1996]. R. ドゥオーキンは、法的判断を行う際、裁判官は、法的ルールだけでなく、「何人も自ら犯した不法により利益を得てはならない」のような原理（principle）をも考慮するという。彼によれば、法の内容は、制定法や判例の文言だけで決まるものではなく、それらの背後にある原理も参照しなければ決まらない。また、瀧川ほか［2014］、249 頁参照。

24 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 6 条。

25 裁判所職員総合研究所［2012］、74 頁。

れを押収した場合であっても、捜査機関の行為に違法があった場合は、押収された覚せい剤は証拠として使われない[26]。この場合、明らかに現実世界の事実とは一致しない判断を、裁判所はしている。ここでは、「そのような証拠はない」という裁判所による「宣言型」の発語内行為がなされていると言うことができるだろう。

また、事実に関わる判断の真偽が確認できるか問題としうるものもある。例えば、憲法 14 条 1 項は法の下の平等を定めるが、これは合理的な根拠がある区別をも否定するものではない。ある区別について、裁判で憲法 14 条 1 項違反の主張がなされると、当該区別に合理性（合理的な根拠）があるかどうかが問題となる。合理性があれば合憲、なければ違憲。しかし、「合理性」は世界のどこにどう存在するのだろうか。そもそも、合理性の有無は事実の問題なのか。

4．司法の言語行為と法制度

(1) 法の世界

本稿では、主張宣言型の発語内行為を、既に存在する世界との一致不一致を問題にできるものとしている。しかし、ここに言う「世界」は、どのようなものとして理解できるだろうか。これ自体、大きな哲学的問題だと思われる。世界との一致は事実との一致と同じなのか。そうだとしても、「事実」とは何か。道徳的事実や意味に関わる事実を自然的世界の中にどう位置づけるのか[27]。そして、法的判断に関わる事実はどうか。

ここで仮に、政治家たちの活動する場所を「政治の世界」と呼ぶように、法律家たちの活動する領域を「法の世界」あるいは「法的世界」と呼ぶことにしよう（正確な定義を行うことは、現時点では、断念する）。そうすると、「法の世界」はどこにどのようにして存在するのか、法的世界に特有の事実はあるか、あるとすればどのようなものか、という問いが浮かぶ。

法的三段論法の大前提としての法規範の内容を明らかにするための法解釈や、小前提を確定するための事実判断。これら法的判断に関わる裁判所の発話のすべてを主張宣言型に分類できるのか。本稿はこのような問いを立てた。主張宣言型の発語内行為を、既に存在する世界との一致不一致を問題にできるものと捉えると、この問いに対する答えは、法的世界やそこに存在する事実をどう理解するかに左右される。裁判所による発話の分類に関わる問いが、さらなる問いを生むのである。

法制度に関わる議論の多くは法学の領域かもしれないが、だからといって、哲学的な問いから逃れられるわけではない。例えば、法解釈や事実判断に関わるすべての面で、法的判断には価値判断が含まれるとされる[28]。価値判断を含む判断について真偽を問えるのか。価値に関わる言明

---

26 例えば、東京高等裁判所平成 25 年 7 月 23 日判決（判例時報 2201 号 141 頁）。被告人は覚せい剤のありかを警察に自供し、現に供述通りの場所に覚せい剤があったのだが、捜査に違法があり、様々な証拠が排除され、覚せい剤所持について無罪判決が下された。

27 Price [2013], p.6.

28 長谷部［2014］、114 頁など。価値判断を避けようとする試みもあるが、今のところ成功していないと言って良い。Cf. Dworkin [1985] , chap.2.

を検証可能性のない無意味なものと断ずる論理実証主義とこれに対するパトナムの批判[29]を見ればわかるように、それ自体哲学上の問題であろう。価値判断が含まれる言明に真偽はあるのか。この世界に価値は存在するのか。存在するとすれば、どのような価値がどのようなかたちで存在するのか[30]。哲学的な問いに対する答えが、法制度上の問題に対する答えに直結するわけではないかもしれない。しかし、それでも、哲学的な問いは消えない。

(2) 制度に支えられた言語行為

宣言型の発語内行為が遂行されるためには、それを支える制度が必要である[31]。司法の言語行為は法制度を前提としそれに支えられているのであり、制度の定めや性格から、法制度特有の言語行為が生み出されることになる。例えば、先述した違法収集証拠排除原則に従い、「覚せい剤が見つかった」証拠があるのにその証拠をなかったことにするのは、（日本の）法制度がそれを求めているからである。法的判断に関わる言語行為は法制度の存在を前提としている。そのため、司法の言語行為に関わる議論は、法や法制度の存在様式をも考察の対象とすることになるだろう。

なお、サールは、制度の存在を、自然科学によって記述される世界に位置づけようと試み、自然生物学的な現象である集団的志向性を軸にして、制度的事実の創造と維持を説明する[32]。その中で、サールは憲法を持続的宣言型（standing Declarations）として機能する構成的ルールの典型例の 1 つとして挙げ、人々が受容することによって存在するものだとしている。例えば、憲法の一部として受け入れられた構成的ルールによって、ある候補者が大統領とみなされることになる[33]。

サールの説明に従えば、法制度は自然的世界に位置づけ可能な事実であり、法の存在は事実に即して真偽を問うことのできるものということになるだろう。ただ、具体的な法の内容についての主張は、どう理解すれば良いだろうか。例えば、憲法の規定の解釈が分かれるような場合をどう説明すれば良いか。合衆国憲法修正第 14 条が中絶の権利を認めているかどうかは、連邦最高裁判所の裁判官の間でも見解が分かれる問題である。憲法の存在を共通の前提としつつ、その解釈について見解が分かれるという状況を、どう説明すれば良いのだろうか[34]。

---

29 カルナップ［1977］、Ayer［1946］、Putnam［2002］。パトナムは、論理実証主義が事実に関する偏狭な科学主義的図式を前提としていると批判し、事実と価値の絡み合いを強調している。Putnam [2002], chap.1, chap.2.

30 なお、オースティンは、価値に関わる言明を、真偽等とつながりをもつ「判定宣告型」に分類している（Austin [1975], p.153ff.（邦訳 255 頁以下））。また、サールは普遍的人権を制度的事実とし、これを自然科学によって記述される世界に位置づけ可能だという立場をとる（Searel [2009], chap.8.）。

31 Searle [1979], p.18.（邦訳 29-30 頁）。制度は構成的ルールの体系である（Searle [1969], p.51.（邦訳 90 頁）。サールはルールを規制的ルール（regulative rule）と構成的ルール（constitutive rule）に区別し、後者は、新たな行動形態を創造したり定義したりするものとする。例えば、チェスのルールは、チェス競技における規制として機能するだけでなく、競技を行う可能性そのものを創造する。（Ibid., p.33ff.（邦訳 58 頁以下））。

32 Searle [2009].

33 Searle [2009], pp13-14.

34 しかも、法解釈上の対立は、最終的には法制度をどのように理解するかという問題に行き着くとも言われる。法制度全体の目指す目標や性格それ自体が解釈の対象となるのであり、それは個別具体的な法解釈に大きな影響を及ぼす、と。Dworkin [1986].

5．終わりに

最後に、本稿では扱えなかった事柄にいくつか簡単に触れた上で、本稿を閉じることにしたい。

(1) 法的判断の客観性

世界との一致の問題は、判断の客観性の問題とも関わる。もし、裁判官の行う法的判断の中に世界との一致を問えないものがあるとすれば、その判断は何を根拠に行われているのだろうか。裁判官の主観的判断に過ぎないのだろうか[35]。この議論は、「客観性」の捉え方の問題を抜きに行うことはできない。

ちなみに、サールは、客観性について、認識論的な意義と存在論的な意義を区別している[36]。また、事実についても、生の事実（brute fact）と制度的事実（institutional fact）を区別し、人間の制度の存在を前提とする事実を制度的事実とする[37]。そして、制度的事実は人間の主観的態度によって存在する客観的事実であると言う[38]。

法的判断に関わる事実は、法制度の存在を前提とするので、法的な事実について探究するには、法制度やその存在の仕方について考える必要がある。法の存在がサールの言う制度的事実に分類されるのは、確かだろう。つまり、法は、それぞれ異なる意味で、主観的であり客観的な存在なのである。このような議論を参照しつつ、法制度における人間の判断の客観性について論じることにも意味はあると思われる。

(2) 法的議論の戦略性

原告や被告ら裁判の当事者たちは、共同で真理を探究するわけではない。また、互いに競ってより早く真理に到達しようとする競争相手でもない。彼・彼女らは、自分たちの利益のために、自らに有利な結論を裁判官から引き出そうとする。そのため、法廷での主張は訴訟当事者の利益を実現するためのものであるのが通常であるし、当事者たちは自分の知っているすべての事実を法廷で示すとは限らない。法的な議論は、元来戦略的（strategic）なのである[39]。このような性格をもつ議論と真偽は、どのような関係に立つのだろうか。

(3) 組織としての言語行為

よく「裁判所の判断」という言い方がされる（本稿もそのような言い方をしてきた）。ただ、裁判が合議体で行われる場合、判断を行うのは複数の裁判官であり、意見が分かれた場合は、多数決をとる。そして、多数派の判断が「裁判所」という機関の判断とみなされる。したがって、例えば最高裁判決に示される「反対意見」は、多数決に敗れた少数派の意見であり、宣言型発語内行為としての資格をもたない。

しかし、少数派の意見が時間の経過とともに多数派に転じる場合がある[40]。この場合、宣言型

---

35 法的判断は、実際は政治的判断に過ぎないという立場もある。法に固有の正解などなく、裁判官は自己の政治的判断を法的な言葉で覆い隠している、と。ケアリズ［1991］、瀧川ほか［2014］、307 頁以下参照。

36 Searle [2009], pp.17-18, Searle [2015], p.16.

37 Searle [1969], pp.50ff.（邦訳 87 頁以下）。

38 Searle [2009].

39 Marmor [2014], pp.43ff.

40 一例として、拙稿「激流に立つ巌―石田和外―」法律時報 87 巻 9 号 97 頁（2015）、98 頁参照。

でなかった発話が、多数決の結果の変化により、宣言型に転じたということになるだろう。これも、真偽との関係を問題としうる法的判断の特徴の 1 つだと思われる。

(4) 宣言型以外の司法の言語行為

本稿では、宣言型の発語内行為を中心に検討したが、裁判所の発話が（主張宣言型を含む）宣言型発語内行為に限定されるわけではない。例えば、民事訴訟で裁判所が「被告は原告に 100 万円支払え」との判決を下すとき、裁判所は指令型（Directives）の発語内行為をしていると言いうるだろう[41]。裁判所の発話について全般的に検討して分類するという作業は、今後の課題としたい。

(5) むすび

裁判所の判決は世界を変える。例えば、婚外子の相続分を定める民法の規定を違憲無効とした決定[42] によって、日本の相続のあり方は大きく変わった。利息制限法に関わる諸判例[43] は、数多の過払い金請求を生み、貸金業者を衰退させ、法律事務所の雑誌広告やテレビ CM を大量に生んだ。

司法の言葉が世界を変える。その変え方について真偽を問うことはできるのか。それとも、真偽は問えず、司法権という権力の行使の結果として変化を捉えるのか。法内容が言語で伝達される以上、言語に関わる理論は、司法権行使のあり方に影響を与える可能性をもつと思われる[44]。

本稿は問題提起を行うことを目的とするものであり、示した問題に関わる突っ込んだ考察を行うものではない。本稿は、言語行為の観点から裁判所の決定について考察した。そして、法的判断には様々な要素が含まれており、そこに含まれる発話の中には、真偽を問うことができるか否かを問題としうるものがあることを指摘した。真偽を問うことができるかどうかは、裁判官の発話をサールのいう主張宣言型に分類するか、宣言型に分類するかの指標となる。例えば、法文の曖昧さ故に法内容が不明確である場合、そこでなされる法解釈について真偽を問うことができるのだろうか。そして、法的判断の真偽に関わる問いは、さらなる問い、すなわち、法的世界のようなものが存在するのか、法的世界に特有の事実はあるか、それはどのようなものか、といった問いを生むことになる。

指摘した問題にどう答えるかは、今後の課題となる。その考察のためには、哲学だけでなく法学上の議論も参照する必要があるだろう。裁判所の判断を言語行為の観点からどう説明するかという問いは、哲学と法学が密接に絡む領域の存在を示すのである。そして、もしかしたら、特定の制度における言語行為の分析検討は、言語行為の一般理論にも影響を与えるかもしれない。

（はやせかつあき　哲学哲学史・博士後期課程、甲南大学法科大学院教授）

---

41 この場合、100 万円の債権債務の存在が前提となっているので、判決には宣言型と指令型の発語内行為の両方が含まれることになる。なお、原告の支払い請求が棄却される（被告の支払義務が否定される）場合は、債権債務の不存在を宣言する宣言型発語内行為がなされるだけである。

42 最高裁大法廷平成 25 年 9 月 4 日決定、最高裁判所民事判例集 67 巻 6 号 1320 頁。

43 例えば、最高裁第一小法廷平成 21 年 1 月 22 日判決、最高裁判所民事判例集 63 巻 1 号 247 頁。

44 本稿は、法的言語の意味論や語用論に関わる分析や問題提起はしていないが、これらの問題についても検討の価値はあると思われる。言語学からの分析の試みとして、例えば、Gibbons［2003］。

参考文献

J. L. Austin [1975], *How to Do Things with Words (2nd ed.)*, J. O. Urmson and Marina Sbisà (eds.), Harvard Univ. Press（坂本百大訳『言語と行為』（大修館書店、1978）（初版訳））

A. J. Ayer [1946], Language, Truth and Logic (rev. ed.), Victor Gollancz（吉田夏彦訳『言語･眞理･論理』（岩波書店、1955））

Ronald Dworkin [1977], 1978, *Taking Rights Seriously*（木下毅ほか訳『権利論〔増補版〕』（木鐸社、2003）、小林公訳『権利論Ⅱ』（木鐸社、2001））

Ronald Dworkin [1985], *A Matter of Principle*, Harvard Univ. Press（森村進、鳥澤円訳『原理の問題』（岩波書店、2012））

Ronald Dworkin [1986], *Law's Empire*, Harvard Univ. Press（小林公訳『法の帝国』（未來社、1995））

Ronald Dworkin [1996], Objectivity and Truth, *Philosophy and Public Affairs* vol.25, pp.87-139

Timothy Endicott, The Value of Vagueness, in Marmor & Soames [2011] (chap.2)

John Gibbons [2003], *Forensic Linguistics*, John Wiley & Sons（鶴田千佳子ほか訳『法言語学入門』（東京外国語大学出版会、2013））

H. L. A. Hart [2012], *The Concept of Law (3rd ed.)*, Oxford Univ. Press（長谷部恭男訳『法の概念〔第3版〕』（ちくま学芸文庫、2014））

William G. Lycan [2008], *Philosophy of Language (2nd ed.)*, Routledge（初版邦訳、荒磯敏文ほか訳『言語行為』（勁草書房、2005））

Andrei Marmor [2011], *Philosophy of Law*, Princeton Univ. Press

Andrei Marmor (ed.) [2012], *The Routledge Companion to Philosophy of Law*, Routledge

Andrei Marmor [2014], *The Language of Law*, Oxford Univ. Press

Andrei Marmor & Scott Soames (eds.) [2011], *Philosophical Foundation of Language in the Law*, Oxford Univ. Press

Huw Price [2013], *Expressivism, Pragmatism and Representationalism*, Cambridge Univ. Press

Hilary Putnam [2002], *The Collapse of the Fact / Value Dichotomy and Other Essays*, Harvard Univ. Press（藤田晋吾、中村正利訳『事実／価値二分法の崩壊』（法政大学出版局、2006））

John R. Serle [1969], *Speech Acts*, Cambridge Univ. Press（坂本百大･土屋俊訳『言語行為』（勁草書房、1986））

John R. Searle [1979], *Expression and Meaning*, Cambridge Univ. Press（山田友幸監訳『表現と意味』（誠信書房、2006））

John R. Searle [1984], *Minds, Brains and Science*, Harvard Univ. Press（土屋俊訳『心・脳・科学』（岩波書店、1993））

John R. Searle [1998], *Mind, Language and Society*, Basic Books

John R. Searle [2002], *Consciousness and Language*, Cambridge Univ. Press

John R. Searle [2009], *Making the Social World*, Oxford Univ. Press

John R. Searle [2015], *Seeing Things As They Are*, Oxford Univ. Press

Scott Soames [2009], *Philosophical Essays vol.1*, Princeton Univ. Press

Scott Soames [2011], What Vagueness and Inconsistency Tell Us About Interpretation, in Marmor & Soames [2011] (chap.3)

Cass R. Sunstein [1996], *Legal Reasoning and Political Conflict*, Harvard Univ. Press

芦部信喜（高橋和之補訂）［2015］、『憲法〔第 6 版〕』（岩波書店）

入江幸男［1992］、「発語内否定と質問」大阪樟蔭女子大学論集 29 号 201 頁

金子宏・新藤幸司・平井宜雄（編集代表）［2008］、『法律学小辞典〔第 4 版補訂版〕』（有斐閣）

ルドルフ･カルナップ［1977］、（永井成男、内田種臣編訳）『カルナップ哲学論集』（紀伊國屋書店）

デヴィド・ケアリズ編［1991］、（松浦好治、松井茂記編訳）『政治としての法』（風行社）

裁判所職員総合研究所監修［2012］、『刑事訴訟法概説〔三訂再訂版〕』（司法協会）

酒巻匡、山本和彦［2008］、「裁判の法と手続〔改訂版〕」（放送大学教育振興会）

瀧川裕英、宇佐美誠、大屋雅裕［2014］、『法哲学』（有斐閣）

長谷部恭男［2014］、『憲法〔第 6 版〕』（新世社）

前田雅英（編集代表）［2013］、『条解 刑法〔第 3 版〕』（弘文堂）

Judicial Speech Acts: Introduction

Katsuaki Hayase

In this article, I discuss judicial speech acts; especially illocutionary acts in situations where courts exert judicial power. I aim to provide a basis for discussion of speech acts in the legal system.

I refer to John Searle's speech act theory, and among these, I focus on Assertives, Declarations as instances of illocution, and the direction of fit between words and the world as index of demarcation of illocutions. According to Searle, some Declarations overlap with Assertives. Searle called these "Assertive declarations," and judicial decisions are referred to as examples. In this article, I differentiate Assertive declarations from Declarations on the basis of the following criteria: Assertive declarations can be evaluated from the perspective of whether they are true; in other words, whether the words correspond with the world. Declarations cannot be evaluated from that perspective.

It seems that Searle counts judicial judgments as Assertive declarations. However, are all judicial judgments Assertive declarations? Judicial judgments include various elements or factors. Among all of these things can we discuss whether they are true? If judicial judgments involve extra-factual judgments, can we really say that judgments of courts are "Assertive" declarations? This issue relates to jurisprudence unavoidably.

For example, it is often said that interpretations of the Constitution often include value judgments. Can value judgments be evaluated by whether there is correspondence between words and the world? Is it adequate to say that constitutional interpretations involve value judgments? The issue of how we explain judge's judgments from the perspective of speech acts indicates the existence of areas wherein philosophy is closely related to jurisprudence. This article aspires to become a basis for discussion in this area.

「キーワード」
言語行為、サール、司法権、裁判所、法解釈